以下を考慮し、

a)　CRSは、「自らの運用環境及び地理的環境、決められた方針並びに自らの内部状況に関する知識を得ることを可能にし、所定の目的を達成するために、得られた知識に従い運用パラメータやプロトコルを動的かつ自律的に調整することを可能にし、また、得られた結果から学習することを可能にする技術を用いた無線システム」と定義されていること（ITU-RレポートSM.2152）。

b)　境界部分における地上業務の周波数割当てを支援するために使用される周波数管理方法の１つがITU-R勧告SM.1049にあること。

c)　ITU-Rが、ITU-R決議第58に基づきCRSの実現とその利用について研究していること。

d)　CRSの実現に関わる規制上の措置の研究はITU-R決議第58の範囲外であること。

e)　幾つかの無線通信業務でCRSを利用する計画があること。

以下を認め、

a)　CRS技術を用いる全ての無線システムは、無線通信規則の条項に従って運用されなければならないこと。

b)　CRSの利用は、無線通信規則に従って運用している他の主管庁の局に対する保護義務を免除するものではないこと。

c)　CRSは周波数の利用全般に対して柔軟性と効率性向上をもたらすと期待されること。

以下を勧告する。

主管庁が認識事項a)及びb)を考慮し、ITU-R決議第58に基づき行われるITU-Rの研究に積極的に参加すること。

改　勧告第206（WRC-12、改）　1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626.5-1645.5MHz及び1646.5-1660.5MHzの周波数帯における統合された移動衛星業務と地上部分のシステムの使用可能性についての研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　MSSシステムは、広範囲にサービスを提供することが可能であること。

b)　統合MSSシステムは、衛星部分と地上部分を使用しているが、地上部分は、衛星部分の補完であり、また、MSSシステムの統合部分として使用されている。このようなシステムでは、地上部分は、衛星の資源及び通信網管理システムによって制御されている。さらに、地上部分は、連携する運用中の移動衛星システムとしてMSS周波数帯の同じ部分を使用していること。

c)　都市部においては、自然又は人工の障害物のために、信頼性の高い無線通信業務を提供するMSSシステムの能力には限界があり、統合されたMSSシステムの地上部分の存在によって、不通区域の減少や屋内にサービスを提供することも可能になること。

d)　MSSシステムは、過疎地における境界を拡大することができ、それによって地理的な情報格差を解消できる一つの要素となっていること。

e)　MSSシステムは、決議第646（WRC-12、改）に定める公共保護及び災害救助通信に適していること。

f)　1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626.5-1645.5MHz及び1646.5-1660.5MHzの各周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務及び他の業務に分配されているが、これらの周波数帯は、脚注の国々を除いては一次的基礎で移動業務に分配されてはいないこと。

g)　自国の領域内で、考慮事項f)において特定されている幾つかの周波数帯において、幾つかの国の主管庁が、統合されたMSSシステムを既に承認をしているか又は承認することを計画していること。

h)　ITU-Rが周波数の共用研究を行っており、MSSでの独立したシステムと同じ周波数帯での移動業務のシステムの間での有害な混信のない共存は、同一及び隣接の地理的な区域では実現可能ではないと結論付けていること。

以下を認め、

a)　ITU-Rは、統合されたMSSシステムに関する共用上、技術上又は規制上の研究を行ってはいないが、そうした研究を行った主管庁もあること。

b)　1559-1610MHzの周波数帯でのRNSS並びに1610.6-1613.8MHz及び1660-1670MHzの周波数帯でのRASは、有害な混信から保護される必要があること。

c)　1525-1559MHz及び1626.5-1660.5MHzの周波数帯のMSSは、統合MSSシステムの地上部分の同一チャネル及び／又は隣接チャネル運用により生じる可能性のある有害な混信から保護される必要があること。

d)　第5.353A号及び第5.357A号の規定が、1525-1559MHz及び1626.5-1660.5MHzの各周波数帯の一部でのMSSシステムに、海上における遭難と安全に関する世界的な制度のための通信とAMS(R)Sのための周波数の必要性と優先順位付けに関して適用されること。

e)　第二地域における2010-2025MHzの周波数帯及び３地域全てにおける1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483.5-2500MHzの周波数帯はMSS及びMS業務の両方に分配されているが、これらの周波数帯において、RNSSシステムを保護するために取られる満足できる対策を条件として、統合MSSシステムは、ITU-Rの研究がなくても開発できる可能性があること。

以下に留意し、

a)　統合MSSシステムの、組み合わされて広くなる業務区域や都市部での利用可能区域の拡大は、例えば決議第212（WRC-07、改）の規定で留意されている開発途上国に特有の需要を充足させることに貢献する可能性があること。

b)　自国の領域内で統合システムを実施することを計画している又は実施している主管庁には、規則や承認行為の中で、そうしたシステムの地上部分が無線航行衛星システムに分配されている周波数帯に生じさせることができるe.i.r.p.密度に制限を課している主管庁があること。

c)　MSSに分配されている周波数帯の数は限られており、それらの周波数帯は既に混雑しており、統合された地上部分の導入が、他のMSSシステムによる周波数の使用を更に困難にする可能性があること。

d)　統合MSSシステムを実施している主管庁は、主管庁間の二国間の協議の中で、地上部分のシステムの特性についての情報を提供することが可能であること。

以下を勧告し、

ITU-Rに対し、既存システム及び計画しているシステムに対する保護の必要性を考慮して、また上記の考慮事項、認識事項及び留意事項並びに特に認識事項のa)、b)及びc)も